

2014年(平成26年)2月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

食品衛生営業施設等の指導に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について(答申)

2014年1月23日付けで諮問(第629号)された食品衛生営業施設等の指導に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成26年1月20日付けで藤沢税務署長より、国税通則法(昭和37年法律第66号)第74条の12の規定に基づき、生活衛生課で保有する食品営業許可台帳情報(飲食店営業の営業者情報)の照会がなされた。

国税通則法第74条の12の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合には該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、藤沢税務署長に対し、食品営業許可台帳情報(飲食店営業の営業者情報)を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 食品営業許可台帳情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

営業等廃止届を受理した施設に関する次の事項

食品衛生責任者氏名,個人営業者の住所,電話番号,氏名及び生年月日,営業所電話番号で個人営業者の電話番号と同一のもの

イ 目的外に提供する相手方

藤沢税務署長

ウ 目的外の根拠規定

国税通則法第74条の12

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は,国税通則法第74条の12の規定に基づくものである。

国税通則法第74条の12第6項に,「国税庁等又は税関の当該職員(税関の当該職員にあつては,消費税等に関する調査を行う場合に限る。)は,国税に関する調査について必要があるときは,官公署又は政府関係機関に,当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。」と規定され,官公署に対する帳簿書類等の閲覧や提供の請求権を認めたものであるが,市長はその依頼に応じなければならない義務はなく,拘束力はない。

しかし,本件照会は正当な請求権を有した藤沢税務署長によって行われたものであり,国家公務員には国家公務員法第100条において,職務上知り得た秘密を守る義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

本件照会を求める理由を,照会担当者に聞き取ったところ,「国税通則法に基づく所得税及び法人税に関する税務調査において,当事者を特定し,適切に確定申告がなされているか等を確認するため」とのことである。このことから,開業時から現在に至るまでの店舗関係者を明確にするため,廃止届を受理した施設についても,営業者の氏名や個人の生年月日等の情報が必要とのことであった。

当該税務調査は,国税通則法に基づき納税者の調査を行い,税務行政の公正な運営を図り,もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資するためのものである。

また,本件の目的外に提供する個人情報は,食品衛生法の規定による営業許可に関する事務に係る個人情報であり,当該個人情報の入手については他に替える手段が想定し難いものである。

以上のことから,本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果,本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合,当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし,本件の場合,税務調査等に関する情報を当事者に明らかにすることにより,正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若し

くは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれなどがある旨、照会担当者に確認している。このことから、本人通知の省略について、合理的理由があると認められるため、本人通知を省略する。

(4) 提出書類

- ア 藤沢税務署長からの国税通則法第74条の12に基づく照会文書
- イ 個人情報に該当するもの一覧
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

実施機関は、目的外に提供する必要性について次のように述べている。

ア 本件照会は、正当な請求権を有する藤沢税務署長によって行われるものである。

イ 本件照会の具体的必要性については、「国税通則法に基づく所得税及び法人税に関する税務調査において、当事者を特定し、適切に確定申告がなされているか等を確認することである。このことから、開業時から現在に至るまでの店舗関係者を明確にするため、廃止届を受理した施設についても、営業者の氏名や個人の生年月日等の情報が必要とのことである。」とのことである。

ウ 本件の目的外に提供する個人情報は、食品衛生法の規定による営業許可に関する事務に係る個人情報であり、当該個人情報の入手については他の代替手段が想定し難いものである。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件の目的外提供は、税務調査のために行うものであり、実施機関では、本人通知をした場合には、当該調査の遂行に支障が生じることを藤沢税務署に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上